

昭和三十五年四月十四日(木曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

大谷藤之助君
鹿島 俊雄君
勝保 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
小柳 勇君
藤原 道子君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
厚生大臣官房長 森本 潔君
厚生省医務局長 川上 六馬君
厚生省児童局長 大山 正君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 生田省公衆衛 高部 益男君
生田防疫課長 厚生省社会 瀬戸新太郎君
局施設課長 厚生省保 山本浅太郎君
険局長

説明員

厚生省公衆衛 高部 益男君
生田防疫課長 厚生省社会 瀬戸新太郎君
局施設課長 厚生省保 山本浅太郎君
険局長

本日の会議に付した案件
○船員保険法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)
○社会保険制度に関する調査
(養老施設管理運営に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただ
いまから委員会を開きます。
まず、船員保険法の一部を改正する
法律案、母子福祉資金の貸付等に関す
る法律の一部を改正する法律案、右両
案を一括して議題といたします。提案
理由の説明を内藤厚生政務次官からお
願ひいたします、かように思います。

○政府委員(内藤隆君) ただいま議題
となりました船員保険法の一部を改正
する法律案につきましてはその提案の理
由を御説明いたします。
船員の職務上の傷病に対する災害補
償につきましては、船員法及び船員保
険法に基づいてこれを実施いたしてお
りますが、船員保険法に規定いたしま
すところの療養の給付期間である三年
を経過してもまだなおらない者に對し
ましては、その実情等にかんがみ、期
間経過後もなお引き続き、なおるまで
療養保障を行なうことが必要と考えら
れますので、今回、本法案を提案いた
した次第であります。

次に、本法案の要点について御説明
申し上げます。
第一に、ただいま申し上げました職
務上の事由による傷病につきまして、
療養の給付期間三年を経過してもなお

らない者に對しましては、その傷病が
なおるまで、引き続き療養の給付及び
傷病手当金の支給を行なうことといた
しました。なお、これらの者に對しま
しては、従来、三年間のうちになおら
なかった場合でありましたが、その時
点において直ちに廃疾の認定を行なう
こととしていた方法を改め、その傷病
がなおつたときに廃疾の認定を行なう
こととしたのであります。

第二に、国庫負担の規定といたしま
して、政令で定めるところにより、職
務上の事由による傷病のうち政令で定
めるものにつき三年を経過してもなお
らない者に對する療養の給付及び傷病
手当金の支給に要する費用並びに職務
上の事由による障害年金の支給に要す
る費用のうち、船員法の規定による災
害補償に相当する部分をこえる部分に
つきまして、その一部を国庫が負担す
ることとしたのであります。

第三に、経過措置といたしまして、
陸上の労働者を対象といたしますけい
肺及び外傷性せき髄障害に関する特別
保護法が適用になりました昭和三十年
七月二十九日以後に、職務上の事由に
基づく外傷性せき髄障害に關して障害
年金の支給を受け、この法律施行の際
その外傷性せき髄障害がまだなおつて
いない船員につきましては、この法律
の施行後三月以内に届出をいたさせ
まして、この届出を行なつた者につい
ましては、なおるまで障害年金の支給
を停止し、そのかわりに療養の給付及
び傷病手当金の支給を行なうこととい
はしました。

なお、国庫負担に関する事項につ
きましては、将来社会保険に関する制度
全般の調整がなされる機会において検
討を加えなければならぬ面もありま
すので、この点に關しましては、その
ような機会に検討して必要な措置を講
ずることとしたのであります。

以上が本法案を提案いたしました理
由及びその概要でございますが、何と
ぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました母
子福祉資金の貸付等に関する法律の一
部を改正する法律案につきまして、そ
の提案の理由を御説明申し上げます。

現行の母子福祉資金貸付制度は、都
道府県が母子世帯の母子に對し、生
業資金、修学資金等八種類の資金を貸
し付け、その経済的自立の助成をはか
ることを目的としていたものでありま
すが、昭和二十八年四月この法律の施
行以来昭和三十三年度末までに、都道
府県が母子世帯に貸し付けました実績
は、件数にして約三十二万件、金額に
して約六十四億圓に達しており、わが
国における母子福祉対策に多大の寄与
をいたしているものであります。

今回の改正の第一点は、母子世帯の
福祉をはかることを主たる目的とする
社会福祉法人または民法第三十四条の
規定により設立された法人が、母子世
帯の母を使用して行なう事業につい
て、事業開始資金及び事業継続資金を
貸し付けることができるようにすると

ともに、その貸付金額の限度をそれぞ
れ百万圓及び三十万圓とし、その利率
を年五分とすることでありました。

すなわち、母子世帯の母の中には、
みずから事業を経営する才能や手腕に
恵まれないために現行の貸付金制度を
十分活用できない者が少なくなく、ま
た他方、母子世帯の母にとつては、就
職の機会がきわめて少ないので、これ
らの母子世帯の経済的自立をはかるた
めに、母子世帯の福祉をはかることを
主たる目的とする法人に對し、母子世
帯の母の使用することを条件に貸付金
の貸付を行ない、適当な収益事業を行
なわせようとするものであります。

改正の第二点は、住宅補修資金につ
いて六カ月間の据置期間を設けること
であります。現在、住宅補修資金につ
いては、据置期間が設けられていない
のであります。据置期間が設けられてい
ないに償還することは、非常に困難なこ
とでありますので、母子世帯が償還を
円滑に行なうことができるように据置
期間を設けようとするものでありま
す。

改正の第三点は、災害により被害を
受けた母子世帯に對する事業開始資
金、事業継続資金または住宅補修資金
について、その据置期間を貸付の日か
ら二年間まで延長することができるよ
うにすることでありました。

この種の措置は、従来大災害ごとに
特別立法により行なわれてきたもので
あります。これを一般的な制度とし
て、災害による被害を受けた母子世帯

の福祉をはかりとするものであります。

以上が改正案の大要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

次に、両案について政府委員から細部説明を聴取したいと思います。

まず、船員保険法の一部を改正する法律案の細部説明を山本保険局長にお願いたします。

○説明員(山本浅太郎君) お手元に船員保険法の一部を改正する法律案逐条説明というものを配りしてございまして、これをよく簡単に補足説明いたしまして、条を追って説明をさせていただきます。

まず、第三十一条の改正でございますが、今回の法律改正によりまして、職務上の事由による傷病につきましては、三年の療養の給付期間を経過した後も、その傷病がなおるまで療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうことといたしますために、従来職務上及び職務外を通じて、療養の給付及び傷病手当金の支給の打ち切りを規定しておりましたものを改めまして、職務外傷病の場合のみの打ち切りの規定を置いたものでございます。

次に、第四十条の改正をいたしましたのは、職務上の傷病につきまして、なおるまで療養の給付を行ないます関係上、障害年金及び障害手当金の支給に関する廃疾認定につきまして、従来

は三年以内になおった場合はそのとき、三年の間になおらなかった場合は三年を経過したときに行なっておりましたのを改めることといたしまして、その傷病がなおったときに廃疾認定を行なう、こういうふうにしたわけでございします。

次に、第四十二条ノ三の改正でございますが、これは従来遺族一時金の支給要件といたしまして、職務上傷病による死亡でありまして、三年以内に死亡いたしました場合にのみこれを支給しておりましたのを改めまして、その死亡時期のいかんを問わないことといたすようにした規定でございます。

第五十条は、ただいま申し上げました第四十二条ノ三の改正と全く同趣旨でございます。職務上死亡による遺族年金につきましても、死亡の期間制限を撤廃したいという趣旨の規定でございます。

次に第五十条ノ二の規定も右と全く同じ趣旨でございます。今回三年以後の死亡でありましても、遺族年金が支給されることとなったことに伴いまして、この場合の年金額を最終標準報酬月額額の二ヵ月半分といたしましたのでございます。

第五十条ノ六の規定も以上と全く同趣旨の改正でございます。遺族年金の差額一時金につきまして期間制限を撤廃したい、こういう趣旨で設けたものでございます。

次に、第五十八条の改正でございますが、これは長期傷病の特殊性並びに使用者負担の増加等を考慮いたしまして、国庫負担の規定を改めたものでありまして、今回新たに、政令で定めるところにより、職務上傷病のうち政令で

定めるものにつきましては、三年経過後の療養の給付、療養費及び傷病手当金の支給に要します費用及び職務上の障害年金のうち第一級から第三級までのものの支給に要する費用でありまして船員法の第九十二条の障害手当に相当するものを定めるものにつきまして必要といたします費用の一部を国庫が負担することとしたわけでございします。

附則に参りまして、第一項は、この改正法律案の施行期日を定めたものでございします。

次に、附則の第二項から第五項までは、本改正法施行に伴います経過規定でございますが、特にその第三項におきまして、陸上の労働者を対象といたします旧けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法が適用となり、昭和三十年七月二十九日以後に、外傷性せき腫障害に因りて障害年金または手当金を受けることができるようになった船員のうち、その外傷性せき腫障害がこの法律施行の際にまだなおっていない者につきましては、この法律施行後三ヵ月以内に届出をさせまして、その届出をした者に対しましては、その外傷性せき腫障害がなおるまでの間、療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこととしたものでございします。

最後に、附則の第六項をいたしました。この改正法律案に規定する国庫負担に關しましては、社会保障制度全般の調整の際に再検討いたす必要があると考えられますので、その際に必要な措置を講ずるものとするにとしたものでございします。

以上まことに簡単でございますが、補足説明といたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、大山児童局長から細部説明を聴取いたします。

○政府委員(大山正君) 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足いたしまして、内容の概要を御説明申し上げます。

○お手元に差し上げております参考資料の六ページに法律案要綱がございします。その要綱について御説明申し上げます。

改正の第一点は、母子福祉貸付金について新たに団体貸付の制度を設けようとするものでございします。この貸付の対象となる団体、これを法律におきまして母子福祉団体と呼ぶことにいたしておりますが、この母子福祉団体は社会福祉法人または民法の公益法人、すなわち社団法人または財団法人であることが一つの要件でございます。それから次に、その団体の主たる目的が母子家庭の福祉をはかることにあるというものを第二の要件といたしております。それから、法律の方におきまして第三の要件としまして、その団体の「理事の過半数が配偶者のない女子」すなわち未亡人またはこれに準ずる女子であるということに限定いたしておきます。この三つの条件を満たす団体に貸し付けるといことになるのでございまして、実際問題といたしましては、社会福祉法人といたしましては、母子寮を設置する団体の一部がこれに該当します。また、民法の公益法人と

いたしましては、都道府県の未亡人会などの未亡人団体の大部分がこれに該当するものと考えております。(小柳勇君「そんなものは書いてないよ、ここには」と述べ)要綱を敷衍して御説明申し上げます。(坂本昭君「そういうものを印刷して配って下さい。僕は君たちほど頭がよくないからね。もうちょっと親切にやってくれぬと、審議もしてやらぬぞ」と述べ)なお、詳細につきましては、それでは後ほど印刷いたしまして、お配りすることにいたします。

それでは、要綱につきましてさらに御説明申し上げますが、団体貸付の場合の貸付条件といたしましては、事業開始資金につきましては、要綱にございしますように、百万円を限度といたしております。事業継続資金につきましては三十万円を限度といたしまして、その利率は年五分ということにいたしております。この団体貸付の対象となる事業として考えられますものは、実際には食堂でありますとかあるいは売店でありますとかあるいは美容所、理容所、クリーニング店というふうなものがある事業であるというふうなものが適当な事業であるというふうに考えられます。

改正の第二点は、住宅補修資金につきまして六ヵ月間の据置期間を設けるというところにいたしましたのでございまして、この住宅補修資金については従来据置期間を設けておらなかったものでございします。昭和三十一年の第二十四回国会における当参議院社務委員会の附帯決議にございします。その趣旨を尊重いたしまして、この据置期間を設けるということにいたしましたのでございします。

改正の第三点は、災害による被害を受けた者に対する貸付金につきまして据置期間の延長を認めようとするものでございます。これは従来大災害のありましたときに特別立法をいたしまして、このように据置期間の延長を認め参つたのでございますが、今回この規定を一般的な制度といたしまして、被災者にとりまして特に必要な資金であります事業開始資金、事業継続資金、住宅補修資金につきまして据置期間を二年間まで延長できるようにするということにいたしましたのでございます。

第四点といたしまして、母子相談員の費用に関する国庫負担の規定がございしますが、この規定が、現在、補助金等の臨時特例等に関する法律によって適用が停止せられておりますので、この際これを整理すること、その他償還金の支払い猶予の事由を広げる等の改正を行なうことをあわせてこの機会に行ないたい、かように存する次第でございます。

以上簡単でございますが、補足説明といたします。

○委員長(加藤武徳君) ただいま提案理由の説明並びに補足説明を、細部説明を聞きまして、両案に対する質疑は次回以後にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さより決定いたしました。速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記を始めて下さい。

○委員長(加藤武徳君) 次に、社会保

障制度に関する調査の一環として、一般厚生行政に関する件を議題といたします。

藤田委員長から、養老施設等における大量死亡事件等についての質疑の希望もございまして、この点を含めまして、御質疑のあり方は逐次御発言を願ひます。なお、政府からは、内藤厚生行政次官のほか、社会局長並びに公衆衛生局長はやむを得ざる用件のため欠けておられまして、社会局の瀬戸施設課長、公衆衛生局の高部防疫課長が出席をいたしております。それでは質疑のあり方は御発言を願ひます。

○藤田委員長 私は、京都の養老院、同和園の最近インフルエンザというのですか、感冒のために非常にたくさんの方が死んだ。四月十日までに二百三十人のうち三十五名死んでおられる。ですからやむを得ぬ事情でおなくなりになったということであるのでしようけれども、しかし、老後をこういふ養老院で療養して、余生を送っている方々に対して、もう少し親切に、この感冒にかかったときに扱ひがでできなかったというところを、私はしろうと考えておもうわけですが、一つの面は、厚生省も御存じの通り、新聞その他で非常に大きく取り上げているわけですが、私の調べたところによると、これは社会福祉法人であり、一般的にはよい施設だといわれておられるけれども、実際に病室にかかっていたときに、専門の病棟に入れるとか、隔離をして伝染をせぬようにするとかいうようなことなど、たかだか少し欠けていたようです。たとえば二百三十人のうち、いかに年寄りといったって百九十人まで病室にか

かって、職員が二十六人のところ二十人までこの病室にかかって寝ちゃっている。それが同じ部屋の中でずらっと寝ておいて、自然伝播して次々とおなくなりになる。で、三月の中旬以後からおなくなりになっておったんですけれども、このような状態が新聞に取り上げられるというようになつて、初めて市役所の衛生局や厚生省が関心を持つたというような格好、それも四月の五日か六日ごろになつて初めてこれに関心をもち出した。そのときにはもう三十人近く死んでおったというようなことではないのだから、特に生活保護の患者——患者といひますか、生活保護を受けている人々が多いわけだと思ひまして、こういう点、非常に私たちが疑問に思つておるのです。だから個々の問題の実態を、課長は現地においでになってよく調べられたということをお願いしておりますから、これをお聞かせ願ひたい。全国的に養老院の施設、現状、そしてそういう方々がどういふ状況にあつたかということ、一つある程度わかるように御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(瀬戸新太郎君) お答え申し上げます。ただいま御質問のございまして、京都の同和園におきます流感による多数の死者が出たことは、まさに私も遺憾に存しておる次第でございます。社会局といたしましては、また公衆衛生局といたしましては、急遽係官を現地に派遣いたしましたのであります。その結果、流感の原因は、外出者が国外で感染罹病して、これが園内の約百七十名に急速に伝染したということが判明いたしましたわけ

でございます。同和園では、嘱託医それから職員を動員いたしまして、この治療、看護に全力を尽くしたのでありますが、何といたしまして、この同和園の収容者は平均八十才以上という高齢者ばかりでありましたために、一般の壮年、健康体のものとは異なりまして、死亡者が非常に多かつた次第でございます。また、この同和園では、三月の二十四日に、伏見の保健所に集団発生したと行なつたのであります。また、流行性感冒ということ、一般のかぜといふことは、医学的にはなかなかその判定がむずかしいようでありまして、そういったために届出が

おくれまして、要するに当初はかぜと思ひまして、何とか園内で処置したといふたようなことを考えまして、若干届出がはつた点が、私どもとしても遺憾であつたと思ひわけでございます。もう少し届出を急速にして、措置を迅速にやれば、ああいう結果にはならなかつたのじゃないかと思ひわけでございます。また、この点にこの点は遺憾に存している次第でございます。

そこで私もいたしましては、昨日全国の所管課長会議を開催いたしまして、この今後の、特に抵抗力の弱い高齢者の集団収容施設でございますので、注意の上にも注意を重ねまして、保健管理に遺憾のないように処置をするといふこと、それから流感が発生した場合に、直ちに所轄の保健所に連絡をいたしまして、隔離措置等必要な治療措置を遺漏のないようにとらせることといたしました。

それからまた、保健所の側からいたしまして、こういったような施設につきましては、重点的かつ積極的にこ

の防疫の対策を講じていただく、こういう指示をいたした次第でございます。

現在全国で養老院は五百六十ございまして、それに収容されております人員は約三万六千人でございます。このうち病弱者といふゆる言われる方々は、一割五分ないし二割という状況になつております。従ひまして、さらにこういうような事態が、他の施設に波及いたしますと、いよいよまた大へんなことになりまして、公衆衛生、児童、社会局長の連名通知をもちまして、詳細にこの今申し上げましたような施設における保健管理、治療対策についての指示をいたした次第でございます。

○藤田委員長 流感の流行した関西の他の所です、ね、どういふ傾向にあるか、それを伺いたい。何人収容されて何人死んだとか、そういうこと、あの園の流感のやつたという所を……

○説明員(瀬戸新太郎君) ただいま全国的に調査中でございますが、現在わかつておりますあの近畿地区における状況について申し上げますと、奈良県の三笠園という養老院では、七名死亡いたしております。収容定員は五十名でございます。これは七名のうち前日から病室で寝ておたという方が四人でございます。

それから和楽園では八名死亡いたしまして、前からの病室だった方が二名でございます。これは収容定員百三十三名でございます。

大淀美吉野園、この収容定員は百六十名でございます。十二名死亡いたしました。これは前からの病室の方は二名でございます。

それから香川県、広島県等でも若干一、二名ずつの死亡が出ておるようでございますが、詳細につきましては目下調査中でございます。

○藤田藤太郎君 和歌山県はどうですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 和歌山は今のところわかっておりません。

それから同じ京都の嵐山寮というのがございます。ここでは定員六十名でございます。九名死亡いたしております。このうち八名が前からの罹病者でございます。今までわかっておりませんのは以上の通りでございます。

○藤田藤太郎君 その三十五人の中で、前からの病気が幾人あったか、和楽園の中で前からの人は幾人あったか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 三楽園は七名のうち前からの病気が四名でございます。和楽園は八名のうち二名でございます。大淀美吉野園は十二名のうち二名でございます。

○藤田藤太郎君 同和園は。

○説明員(瀬戸新太郎君) 同和園は三十五名のうち二十七名が寝ておった方でございます。病気で、医師、看護婦の手当を受けておった方々でございます。

○藤田藤太郎君 私は何といつても京都ですから、いろいろなことを聞くわけですが、ここではあまり露骨なことは、医師と病人との関係ですから触れたくないのです。しかし、少なくとも新聞に出てくる経過だけを見てみても、三月の末に、京都のあの辺は花時でありました。全員を花見に市が招待する。ところが、病気が出たか、死んだかともかくとして、花見は中止だといふ、電話一本で処理されて、一日に何

人というものの死亡通知が出されておるのに、四月の五日ごろにならなければ保健所もわからない、市の方でもあまり知らなかったという状態で、三十五名も死んでしまった。二十七名が前から幾らか病気を抱えていたというけれども、これは何といつても、この歴史を少し見てみても、大体三十二年、三十三年、三十四年ですね、三十四年度ずっと平均三十人くらいが一年間におなくなりになっている、それを一月足らずのうちに三十何人もなくなる。それで京都の市会なんかの記事が出ておりますけれども、どうして

いるのだ、栄養の問題や、それから特に年がいつているから、とにかく早く死んだり、自然に消滅した方がいいのだという感じが、この老人を扱っているのじゃないか、という一般的な付近の住民、新聞を見た人がそういう感じを持っていてのですね。たとえば栄養の問題で、何か五十円ですかを少し足して六十円にしているとか、そういう記事が出ています。もう一つは医療担当者ですね。嘱託医がおいでになって、病人が周囲の人から出て、何とかこれを病院に入院さすとか何とか手がないかといふことだったのだけれども、審議を経なければ入院は認めないといふような規則になっているというので、それは一切まかりならぬというふうな格好でようやく問題になった、五人だけが入院の措置がとられたというふうなことではないだろうか。その前にもう三十二人か三人死んでいるというふうな処置なんですね。だから生活保護法の医療扶助になるのですけれども、そこあたりの処置のしやうが、非常に何か私たちとして理解がで

きないような格好じゃないかと、こう思うのです。だからそこあたりを公式ばったものでなしに、もう少し具体的にわれわれがほんとうに実際にわかるように一つ説明をして下さい。そうでないといわね。

○説明員(瀬戸新太郎君) 現在養老院に入っている方々の一五%ないし二割はいわゆる静養室という、静養の部屋を設けてまして、そこで静養しておるわけでありまして。そこで、これはまあお年寄りですから、慢性疾患の方も相当多いわけでありまして。しかし、養老院という施設がそもそもそういうふうな方々を収容して保護する施設でありますので、必要な看護婦なり医師なり、あるいは経費の面では保健衛生費といったようなものを見まして、日常の保健管理に当たらせているわけでありまして。しかし、それは医療一切を施設の中でやるということでは毛頭ございせんので、いわゆる保健衛生管理でございます。従いまして、病気になるりました場合は、当然これは入院の場合も多少のこと、通院の場合におきまして多少複雑な病気になるれば当然これは外部の病院にかかる建前になっておりますし、また、さようにいたしておるわけでありまして。入院の審議を経なければならぬというものは、これは結構でございます。こう

入院できなかったという方もおるわけでありまして、決して医療の適用を非常に厳格にしたためにかかるべき医者にかけられなかった、あるいは入院させなかったというふうな事態はなかったわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうするとおかし

じゃないですか。この毎日新聞に出てくるわけだが、園長と、それから嘱託医の話がずっと順番に項目を分けて出ているのです。たとえば入院のところを讀んで見ますと、「また入院させる」となると生活保護法による保護施設である関係で時間のかかる医療審議会の審査をとらなければ認められないし外科手術や肺結核以外は認めないという厳しい制限がある。こういう工合に言っているのです。だから外科手術と肺結核以外には入院をさせない、その審議を経てもさせない、こういう基準が生活保護法にある、だからどうにもならないのだということを言っているのです。これはどうですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) さような方針は毛頭とっておりませんし、さような指示もいたしておりません。従いまして、それは誤りであると私もは考えております。施設の方々の誤解であるといふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 施設の方の人の誤解であるといふけれども、あなたのおっしゃる報告だけを聞いてみると、三十五人のうち、幾らか病気のあった人が二十七人おったのだということ、最善の手を尽くしたのだという報告ですけれども、あなたは病気がなつたらやはり隔離するとか、適当な病院に入れたことの処置をするのだとおっしゃるけれども、肝心の運営する医者とそこ

の園長が今私の読み上げたように、はつきりこういうことだからどうにもならなかったのだと言ふ、ここに大きな食い違いがあります。現地に赴いてこられた人はどなたなのですか。どうなのですか。

○説明員(高部益男君) 私でございます。ただいまの御指摘の点は、市の民生局長、それから園の園長並びに医師につきましましていろいろ調査いたしました

が、その間にやはりたまたま施設課長の申し出ておられるような意味の誤解があったように私は認めて参りました。民生局長はいろいろな事情はあるけれども、福祉事務所を通して市の方で、かかる緊急事態あるいは非常に特殊な疾病で生活保護による医療扶助を出してきた場合には、施設の人といえども全然断わるというふうなことはない、こういうふうに申しております。園長並びに医師につきましては、従来ともさういふ取り扱ひを受けたことはないといふふうな話でございます。やはり事務費の一部である保健衛生費でもって大体の医療看護関係は取り扱ひの自分たちとしての建前であると考えておったというふうなことでございます。その間にたまたま当初申し上げました通りの若干の意思の疎通に欠けておった点があつたやうでございます。

○藤田藤太郎君 そこでそれはやはり一つの重要な問題点ですね。今後直していかなければならない重要な問題は問題点だと思ふのです。だからさういふ現実には扱つていたのが、二十五日に保健所に報告があつたけれども、それも保健所も大したことはないといふことで見のがしていたのです。その場所の

あるのは醒醐で、保健所のあるのは伏見でしょう。だから山一つ越えなければならぬ。見えないところ、手の届かないところにそりうう関係が生まれたことは一つの原因になっているとは思いますが、それも一つの原因になっているとは思いますが、報告は二十五日にされて、それで具体的に問題になってきたのは四月五日ですか、四日、五日ごろに初めてあまりたくさんなつたからよくわかる。それで私も養老院に入っているからといって、一般の人と保健衛生の面から差別をされていいのかどうかという感じを持つわけです。私はそんなことであつてはいかぬと思うのです。私の知っている人も非常に苦情を訴えた人があるということとを聞いておるのですけれども、どうにもならなかつたという話も聞いている。だからそりううことでたくさん三万六千人もお入りになっているわけですから、私はやはり養老院という施設をして、老後を、ここで余生を送られるというときには、病氣になつたときにはやはりそりうう伝染する病氣では隔離をしてあげるとか、隔離ができないければ近所の病院に収容するとか何とかしてあげないと、これは余病が前にあつたと言つたつて一カ月足らずの間に一年分以上の人が死んだということ、は、だれでもこれは疑いますよ。何と言つたつてこれは手を尽くしましたと、いうことは言えないですよ。そこあたりが私はやはり問題だと思つたのです。だから厚生省としては、將來これ

あるのは醒醐で、保健所のあるのは伏見でしょう。だから山一つ越えなければならぬ。見えないところ、手の届かないところにそりうう関係が生まれたことは一つの原因になっているとは思いますけれども、しかし、報告は二十五日にされて、それで具体的に問題になってきたのは四月五日ですか、四日、五日ころに初めてあまりたくさんなつたからよくわかる。それで私も養老院に入っているからといって、一般の人と保健衛生の面から差別をされていいのかどうかという感じを持つわけです。私はそんなことであつてはいかぬと思うのです。私の知っている人も非常に苦情を訴えた人があるということとを聞いておるのですけれども、どうにもならなかつたという話も聞いている。だからそりううことでたくさん三万六千人もお入りになっているわけですから、私はやはり養老院という施設をして、老後を、ここで余生を送られるというときには、病氣になつたときにはやはりそりうう伝染する病氣では隔離をしてあげるとか、隔離ができないければ近所の病院に収容するとか何とかがしてあげないと、これは余病が前にあつたと言つたつて一カ月足らずの間に一年分以上の人が死んだということとは、だれでもこれは疑いますよ。何と言つたつてこれは手を尽くしましたと云うことは言えないですよ。そこあたりが私はやはり問題だと思つたのです。だから厚生省としては、將來これ

おるといふ状況でございます。

○藤田藤太郎君　そうすると、法人なんかについてはこの収支の状況、給付を受けておる金を支出して、治療費にあてておる、収支の関係なんかはどこで監査をするわけですか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　これは都道府県でございます。京都の場合は、五都市は市が監査の権限を持っておりまして、京都市でございます。

○藤田藤太郎君　そこで栄養状態について大體一般的には生活保護法の適用をされておる方々の栄養のまかないはどういうふうにされておるか。個人で入っておられる方々もあるようですから、生活保護の対象の方々はいろいろふうにまかなわれているか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　これは大體額にいたしまして五十五円程度でございます。非常に窮乏な額になっているわけでありまして、これは施設の長が福祉事務所から一括受領いたしまして、最も栄養のある、カロリーの高い品種を極力工夫いたしまして献立を作つて実施をいたしているわけでありまして、しかし、御指摘がありましたように、確かに高齢者についてはそもそも抵抗力が低下しておりますので、栄養という点については特にこれは配慮しなければいかぬわけでありまして、実は三十五年度から一般的基準、保護基準の改訂はおおむね三割いたしたわけでありまして、これは本年度からでございますが、そこで養老院につきましては大體一〇%以上を、そういう特殊性を考慮いたしまして、一〇%以上の引き上げをいたしている状況でございます。もちろんこれで十分かという問題はございますが、これはまあ養老院

だけの問題でございます。普通の家庭におります全般的な老人も含めまして、要保護者全般的な生活保護基準の水準の問題になるわけでございます。私もいいたしましては、窮乏のことは承知いたしておりますので、今後ともこの改善については極力努力をして参りたいというふうな考えをしております。

○藤田藤太郎君　大體五十五円、一日の食事代が五十五円という、大體どのくらいのもので食べられますか。

○説明員(瀬戸新太郎君)　まあその関係の資料、ちよつと持参して参りませんが、保護基準の算定は御承知のように、栄養審議会が国民栄養の必要量というものが一応きめられております。これは年令別、性別にきめられておりました。その基準熱量は一応これによつて振取できるという建前になっているわけでございます。

○藤田藤太郎君　私はまあこの問題、あまりそれ以上ききやうはやりませんけれども、こういう工合に新聞にいろいろの角度から実態が赤裸々に報告されている。これを見てみますと、私は厚生省や課長がお出になつて新聞発表されておるのを、もう新聞記事を見ましたけれども、まあ十分尽くしておつたやうな記事しか発表されておらない。現地にいまして、それでこういう実際の問題に裏づけをするような発言というものが社会に出てないわけなんです。私は厚生省としては、老人を養老院におやりになつておるという方々の家族や、親族の不安もありまして、三万六千人も養老院に入つておる方々の生活が、こういう一たび風が吹けばこういうことかという不安を受けるわけでは

すから、これはやはり養老院に入つておられる方々にはこういう工合にして、病氣になつたときはこうなんだ、それから平生のときにはこういう工合にして保護をしていなんだというところを私は天下に公表すべきだと思ふ。そうでなければ私は納得しませんよ。こういう間違いはありましたと言つてしまつたときにはもう養老院ではなくなつてしまふ。なくなつてしまふたというところは取り返しつかない状態になつておるから、こういう入院の問題、医療扶助の問題、生活の問題、それから規格ですね、何層のところに何人入れるとか、それからどういふ設備がなければこれは適格性がないんだ、こういうやり方は監督行政はこういう工合にしてやつていなんだというやうなことを、私は国の施策として生活保護でせつかくおやりになつておるのですから、それはやはり一般住民が納得するやうな格好でこれは発表していただきたいと思ふのです。そうでなければ私たちも厚生行政に入つておつて、ずっと長く、何とかよりよい生活、よりよい幸福というものを願つて、厚生行政に社会保障に取り組みたいという熱意を持っておるのだけれども、今度のやうな問題が出てくると、これは、何だお前は何をしていんだという一語に尽きると思ふのです。だから、私はやはり今の五十五円ではとても栄養分がとれるとは思いません。これは上げてもらわねばいかぬ。今度一〇%上げられた。一〇%上げたらどういふ工合になるのだというやうなことをつまびらかに社会に、この間課長がお出になつたとき、なぜそういうものを新聞にお載せにならなかつたか。今度

の問題については、十分、どうやつかというところを検討してみ、みるけれども、事実はこういう方針で、こうやつておるのだから、今やつたことは間違いなら間違いだということを言ひつくり私はやっぱりお言ひにならないと困ると思ふのです。もつと大膽に、人間の生命に關係することだから、厚生行政としては大膽に私どもの言つてもいい。そのところあたりをいまいににして、だれが黙つたか、いや病院も、院長も、医師も、何ら経営の上にも何の欠陥もなかつたということ、こういうことが発表され、厚生省の生活保護にはそうでないということなら、これはどこへ行くのですか。結局なくなつていふことが取り返しのつかないという点にききやうをどうも私にしたいと思ふ。そういう点は、何も今やつた人を罪に落とせということを私は言ひのじやない、三万六千人も養老院に収容されておるのです。また、今後は養老院の中で余生を送りたいという希望者もどんどん出てくるのだから、安心して入れるやうに、ちゃんと社会にも訴え、実質もそうしてやらないといけないと思ふのです。今度間違いが起きたから、私はその人を罪に落とせというやうなことは言ひません。将来間違いの起こらないやうにきつちとしてもらいたい。私はその一点だけですよ。この問題追及したつてどうにも元へ戻るものじやないのだから、私はそれ言ひませんけれども、将来間違いのないやうにきつちとしてもらいたい。これは確約できますか。次官からでも。

○政府委員(内藤隆君)　藤田委員のおっしゃる通り、まず全国の養老施設等の実態をさらによく調査をして、欠陥のないやうに、また、将来さうな人道上から見てもまことに申しわけないやうな事例が起らないやうに一つやつていくことを将来は確約いたします。

○竹中恒夫君　今次官からの御決意のほどを聞かしていただいたので、非常に安心するのですが、課長にお伺いしますが、全国主管課長会議が開かれたそうですが、東京都の板橋区の都立の養育院の赤痢患者の問題ですね。これ御報告を受けておられるでしょうか。あそこには、新聞紙上等によると、収容人員が千四、五百人におつて、年間に百人ぐらいの赤痢患者が出るのだそうです。それで、最近三月の二十四、二十五日ごろ検便検査をしますと、八十何名の保菌者があり、下痢患者が七十五名も出ておるといふことが新聞に出ておる。そして、それを豊島病院に入院させて、なおつたと思つて歸つて来た人を検便するとまた保菌者がその中にあるといふことですね。それで、先ほどの藤田委員のお説の通り、養老院、養育院というものは、国の施設によつての老人の住みよい楽園としてあるはずのもの、千五百人のうちで百人ぐらゐ年々赤痢患者が出るというやうなことは、これは東京都の問題には違ひありませんが、やはりその上に立つておられる厚生当局として御報告を受けておられるのか、あるいはそれについてどういふやうな指導なり善後策を立てておられるのか、こういうことについてお伺いしたいことが一つと、それから、もう一つは、これも新聞に出てお

ります。東京都の決算委員会が三十三年度の決算報告の中に衛生局の方では金が余ったと、非常に公衆衛生が執行率で七五%くらいしか金を使わなかったと、伝染病対策費も九〇%くらいしか金を使わなかったと、執行率で金が余っているのだという。決算委員会の報告が出ておるのです。だから金がないということも言えないわけですが、この予算の関連とあわせてこういう問題についてのあなたの方の御指導の方針なりあるいはそういう事実を御承知なのか、そういう点をお聞きしたい。二、三日前の新聞に出ておられます。

○説明員(高部益男君) 東京都のた

いま御指摘いただきました事件につきましては、私もまだ都の方からは報告を受けておりませんが、新聞を見まして非常に、またかというふうな実は感じを受けました。一つの事件でございす。何となくとも児童福祉施設並びに社会福祉施設につきましては、特に保健所系統と当該施設との間の協力関係はしほは私どももいたしまして関係各局とともに示達して参ったわけでございますが、ただいまの予算関係になりますと、やや問題がむずかしくなっております。大体児童福祉施設並びに社会福祉施設においては、まず当該所の管の部局から出ます予算でもってまかない、なおかつこれによつてまかない切れない部分、これを特に伝染病諸費につぎましては、私どもの方の補助予算でもってまかない得るといふふうな建前になっておりました。あの東京都が決算上伝染病諸費が余つておるから、金が十分あるかどうかということにつきましては、その部分をよく調査

しました上でお答え申し上げなければならぬのじゃないかと存じますが、ただ問題は、今回の事件に徴しまして、先ほども藤田先生からとくと御注意いただいたわけでございますが、この保健衛生関係と、それから医療関係とが一緒に施設内において各種の作業が行なわれて参ります。保健所関係はどうか。衛生部分だけを一応担当する、それ以外はやはりこの施設内における医療看護の面をまづやっていたらいい、そして、その上に医療保護その他の関係において、まああつせんをしていく、あるいは助力していくというふうなことで、直接公衆衛生行政の先端である保健所が、みずから手をもつてその仕事をやるというふうな建前はとつておらないところ。一つの連絡調整の分においてやや欠ける点があるわけではなからうかと私は考えておるわけでありす。それで、施設を自身の運営管理につきましては、保健衛生を含め、現在の建前では当然のことながら、この施設長にある、その施設長が自分の判断によつて保健所等を初め周辺のこの衛生諸社会資源というものをどう利用していくかというところは、これは一般の施設関係の指導によらざるを得ないだろうと私は存じております。その際、えてして保健所が役所であるといふふうな考えで、積極的にそこに手を伸ばしていくことをややもすれば考えないかもしれないという一般の方々の疑念はございしますが、私どもとしましては、保健所には特にこういうふうな社会福祉施設並びに児童福祉施設については非常に保健衛生上は、ある意味では一般社会よりは協力のしやすい対

象であるという関係で、今回の事象に照らしましても、先ほど瀬戸施設課長からも申しました通りに、保健所はもっと積極的に当該施設における流行病状況あるいは疾病状況等について出かけていって、掌握をして、そうして、園長が手助けをしてもらいたいというふうな発言があつた場合にはすみやかにそのあつせんを乗り出してほしい。自分自身の責任においてやり得る部分、たとえばインフルエンザは御承知の通り、これは現在ただ届出伝染病という取り扱いだけでございまして、もつぱら助言と指導によつていろいろ処置をしていく種類の疾病でございしますが、その他の赤痢のような、御指摘になつた赤痢のような場合には、もうすみやかにそれは施設長とよく協議の上、保健所の所管の事務として手を加えるようにというふうに、いろいろわれわれとしては、今後強化策を講じていきたいというふうに思つておるわけでございます。まあ医療関係につきましては、先ほどもよく申し上げた通り、伝染病予防法に示されている疾病でございまして、保健所関係はどうかという二次的な御援助という点にしか出られないという一つの悩みを感じておるわけでございます。

○竹中恒夫君 これは課長では御無理のようですね。次官に特にお願いをしておきますけれども、今の御答弁によつても、役所のセクションナリズムといひますか、あるいは他のものの権限を侵してはいかぬとか、いろいろの関係があると思ふのですけれども、現実の面で収容人員の一割に近い者が保菌者並びに下痢患者であり、年間を通じてはつきりと百人ぐらいの者が赤痢患者として入院なんかつつとしておるわけなんです。こういう現実の姿を見た場合に、やはり各課では仕事はしにくいと思ふのですが、周なりその上に立つ次官として、よくその間の円滑な運営をしてもらいませんとというところ、実際問題として、こういう悲惨な状態が続くわけなんです。十二分に運営の面では意を用いたいただきたい、かように思うわけですが、東京都の予防注射費の予算の執行率が七〇%だ、七五%だ、あるいは伝染病対策費が九〇%だということ、現実の金があるからではないかと、収入に対しての執行率なんです。新聞記事によると、患者が減つたから執行率が低くなつたんだ、こういうふうな表現をしておりまして、片一方でどんどんという患者があるにかかわらず、患者が減つていくんだという認識の誤りがあるれば、これも私は是正されねばいかぬと思ふのです。そういうような点で、特に次官としても配慮願いたいと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(内藤隆君) セクションナリズムの弊害というものは、御指摘の通りであります。そういう機関等のそれぞれ調整をとりましてやつていききたい、かように考えております。

○高野一夫君 きよう公衆衛生局長は見ておりませんか。——それでは一つ官房長に頼んでおきます。一つ注文を出しておきます。

新聞で御承知の通りに、本所のクリーニング屋の火事で、従業員が四名焼死をした。その記事によりますと、ボーラーの真上が従業員の寝室になつておつた、こういうことである。それでクリーニングは、環境衛生関係の法律などもあるし、いろいろクリーニング屋、床屋、美容院というものは、厚生省が環境衛生の立場から、いろいろの制約を加え、取り締まらなければならぬ対象だと思ひます。そういうふうな危険な状態にあるクリーニング屋に対しては、警告を発するとかあるいは未然にそういうことを、さつきの養老院じゃないけれども、未然に防ぐべく、もつと何か厳重な監督指導をすべきじゃないか、こう私は思うわけですが、そこで済んだあとで対策をやつてみたところで、実際始まらぬので、将来にはまだ役に立つてはくれぬけれども、死にやつた人は、養老院の場合も同様、焼け死んだ人は帰つてこない。しかもボーラーの上に寝室がございする。こういうふうな構造になつていて、非常に非常識な私は店の構造だと思ふのですが、こういう点については、どういふふうな従来取り締まりあるいは警告をやつておられるか。あるいはとも手が足らぬで、そういうふうなところの立ち入り検査みたいなことはやれない、やつておられぬ、こういうのか。また、やれないような法律になつておられるか。やれるのか、やつておられるかというのを聞きたい。同時に、今度の火事に対して、厚生省は直ちにどういふふうな方法をとりかたか。調査に行かれたかどうか。こういうことを、まあきようは責任者はおられませんか。注文を出しておきますから、お調べになつておいて、来週の木曜じゃ少し時期が私としてはおそいのだけれども、委員会がないからやむを得ませんから、木曜までに十分調べ

ておいて、御説明を願いたい。

○政府委員(森本潔君) ただいまの御指摘の点でございしますが、私、まだ詳細の事情をよく存じておりませんので、所管局におきまして取り調べまして、次回に御報告申し上げたいと思ひます。ただ、平常この環境衛生につきましましては、環境衛生監視員というのがあります。構造、設備その他の点について、監視をしてやっているわけでございます。そのほかに、今度のあの問題につきましては、消防上の監督といひますか、あるいは消防法上の監督あるいは建築基準法上の問題、そういう問題も関連してくるかと思ひます。相当複雑な問題があると思ひます。環境衛生、公衆衛生の面から指摘すべき事項につきましても、これも相当問題があると思ひます。それらの点を十分調査いたしまして、次回に御報告いたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは一般厚生行政に関する質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めまして、さよう決定いたします。

一、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

であるものに対し、当該事業につき、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により母子福祉団体が事業開始資金又は事業継続資金の貸付けを受けようとするときは、当該母子福祉団体の理事の全員が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

第四十条(前条)を「前二条」に改め、同条第一号中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「十万円以内」の下に「(母子福祉団体に對する貸付けについては、百万円以内)」を加え、同条第五号中「三万円以内」の下に「(母子福祉団体に對する貸付けについては、三十万円以内)」を加える。

第五十条第一項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「住宅補修資金」の下に「(据置期間経過後)」を加え、同条第二項中「年三分」の下に「(母子福祉団体に對する貸付けについては、年五分)」を加え、同条第三項中「生業資金」を「事業開始資金」に改め、「事業継続資金」の下に「及び住宅補修資金」を加え、同条に次の一項を加える。

4 事業開始資金、事業継続資金又は住宅補修資金の貸付金であつて、災害による被害を受けた者に對し、当該災害による被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その据置期間を、貸付けの日から二年をこえない範囲内において延長することができる。

第六条中「貸付金」の下に「(第三條の二第一項の規定による貸付金を除く)」を加える。

第七條の次に次の一條を加える。

(母子福祉団体に對する監督等) 第七條の二 第三條の二第一項の規定による貸付金の貸付けを受けた母子福祉団体は、当該貸付けの對象となつた事業の経理及び収益の処分については、政令の定めるところに従ふなければならない。

2 第三條の二第一項の規定により、母子福祉団体に對する貸付けがなされたときは、都道府県知事は、その貸付けの目的が有効に達せられることを確保するため、当該母子福祉団体に對して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 貸付けの對象となつた事業の状況に關し、報告をさせ、又は当該都道府県の職員に当該母子福祉団体の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 貸付けの對象となつた事業の運営が、その貸付けの目的に照らして不適当であると認める場合において、その事業の運営を改善すべき旨を勧告すること。

三 当該母子福祉団体の理事が法令若しくはこれに基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、当該理事を解職すべき旨を勧告すること。

第八條に次の四号を加える。

四 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が母子福祉団体でなくつたとき。

五 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が貸付けの對象となつた事業を廃止したとき。

六 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、貸付けの對象となつた事業が主として配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者を使用するものでなくつたとき。

七 貸付金の貸付けを受けた者が母子福祉団体である場合において、その団体が前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八條に次の一項を加える。

2 母子福祉団体に對する貸付金につき、前項の規定により一時償還の請求がなされたときは、当該貸付金の貸付けを受けた者は、政令の定めるところにより計算した金額を都道府県に納付しなければならない。

第九條第二項中「第八條の二第一項の規定により納付を命ぜられた者」を「第八條第二項又は第八條の二第一項の規定により納付金を納付すべき者」に、「納付を命ぜられた金額」を「納付すべき金額」に改める。

第十條の二第一項第一号を次のように改める。

一 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金を受取らない事由により、貸

付金の貸付けを受けた者が支払
 期日に償還金を支払うことが著
 しく困難になつたと認められる
 とき。
 第十二条第二項中「利子、」の下に
 「第八条第二項又は」を加える。
 第十五条第五項を削る。
 第十六条第一項中「児童を扶養し
 ている者」の下に「又は母子福祉団
 体」を加え、同条第二項中「みずか
 らその業務に従事しなければなら
 ない。」を「みずからその業務に従事し、
 又は当該母子福祉団体が使用する配
 偶者のない女子であつて現に児童を
 扶養している者にその業務に従事さ
 せなければならぬ。」に改め、同条
 第三項中「児童を扶養している者」
 の下に「及び母子福祉団体」を加え
 る。
 附 則
 1 この法律は、公布の日から施行
 する。
 2 地方財政法（昭和二十三年法律
 第百九号）の一部を次のように改
 正する。
 第十条中第七号の二を削り、第
 七号の三を第七号の二とし、第七
 号の四を第七号の三とする。
 第三十六条中「第十条第七号の
 二の規定及び同条第八号の規定」
 を「第十条第八号の規定」に改め
 る。
 3 補助金等の臨時特例等に関する
 法律（昭和二十九年法律第百二十
 九号）の一部を次のように改正す
 る。
 第九条から第十一条までを次の
 ように改める。
 第九条から第十一条まで 削除

4 昭和三十四年七月及び八月の水
 害又は同年八月及び九月の風水害
 を受けた者に対する母子福祉資金
 の貸付に関する特別措置法（昭和
 三十四年法律第百八十八号）の一
 部を次のように改正する。
 第二条を次のように改める。
 第二条 削除

昭和三十五年四月十八日印刷

昭和三十五年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局